

施設及びその管理の状態に関する検査

番号	検査事項	判定基準
1	水槽の周囲の状態	・点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。 ・清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。 ・水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。
2	水槽本体の状態	・点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。 ・亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。 ・雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。 ・水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密閉されていること。
3	水槽上部の状態 (2に掲げるものを除く。)	・水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。 ・水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれていないこと。 ・水槽の上床盤の上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。
4	水槽内部の状態 (2に掲げるものを除く。)	・汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。 ・掃除が定期的に行われていることが明らかであること。 ・外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。 ・当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。 ・流入口と流出口が近接していないこと。 ・水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。
5	水槽のマンホールの状態	・ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであり、点検等を行うもの以外の者が容易に開閉できないものであること。 ・マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。
6	水槽のオーバーフロー管の状態	・管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。 ・管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。 ・管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。
7	水槽の通気管の状態	・管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。 ・管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。 ・通気管として十分な有効断面積を有するものであること。
8	水槽の水抜管の状態	・管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。
9	給水管等の状態	・当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。 ・水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。
備考	4の項については、水槽の沈積物がおおむね年間3cmを超えない程度にあること。 9の項に係る検査については、別表(給水栓における水質の検査)に掲げる基準を満たしていない場合であって、原因が不明のときに必要に応じて行うこと。	